

8. 生徒心得

1 基本的な心得

- (1) 制服は学校指定のものを着用し、常に生徒としての本分を忘れず身だしなみをきちんとし、学習に励み、心身の健康増進に努めよう。
- (2) 自由でのびのびとした生活を通して自主性を養い、規律正しい人間になれるように努めよう。
- (3) 校内外を問わず公共物を大切にし、常に環境の美化に努めよう。
- (4) 毎日必ず予習しよう。
- (5) 時間を大切にし、進んで学習しよう。
- (6) 敬愛と友愛の心で明るく挨拶しよう。
- (7) 視野を広げ、努力して国際化に対応しよう。
- (8) 本校生徒としての自覚と誇りを持って行動しよう。

2 校内生活の心得

- (1) 7時30分の授業に間に合うように登校しよう。
- (2) 諸活動の時刻を18:45分までとし、完全下校時刻を19:00とする。
- (3) 定期考査一週間前から考査期間中は部活動を原則禁止する。
- (4) 校時中は許可なくして校外外出を禁止する。
- (5) 弁当購入の為の外出は原則禁止とする。
- (6) 欠席する場合は保護者が学校へ欠席の旨を届け出る。生徒自身による届出は認められない。
- (7) 早退するときには所定の用紙で早退届を提出する。
- (8) 自転車での通学は許可証を得ること。
- (9) 校時中の携帯電話の使用を禁止する。
- (10) 公職選挙法に抵触する選挙活動を禁止する。
- (11) 飲酒・喫煙を禁止する。又、危険薬物や違法ドラッグなどの所持・持ち込み・使用を禁止する。
- (12) 学習環境を整える。

3 校外生活の心得

- (1) 車両運転免許取得・車両運転を全面的に禁止する。
- (2) アルバイトを禁止する。
- (3) 飲酒・喫煙を禁止する。又、危険薬物や違法ドラッグなどの所持・使用を禁止する。
- (4) 公職選挙法に抵触する選挙活動を禁止する。
- (5) 諸会合、旅行、ピクニック、クラス会等への参加は父母の承諾を得、学校に届け出て学校長の許可を得る。
- (6) 夜間外出はできるだけ避ける。
- (7) 未成年者立ち入り禁止の場所への出入りを禁ずる。

(8) 下宿、間借り生は届け出る。

(9) 合宿について

- ①2泊3日以内とし、部顧問の引率のもとに行う。
- ②参加する全員の「保護者承諾書」及び練習計画書を作成する。
- ③合宿の場所を明記し、安全計画を立案する。
- ④上記書類を添付し、生徒指導部を通して校長の許可を得て実施する。

(10) キャンプについて

- ①1泊2日以内とし、必ず保護者が引率するものとする。
- ②参加者全員の「保護者承諾書」及び全日程計画書を作成する。
- ③引率は生徒10人につき1人以上の割とする。
- ④上記、②③を作成し、学校長に届け出る。

(11) 遠足について

- ①原則として学級担任（副担任）、クラブ又は部顧問、その他教諭の引率のもとに行う。
- ②引率教諭のいない場合は、保護者の責任のもとで行う。
- ③生徒指導部を通し、学校長に届け出る。

4 身なりについて

(1) 夏季服は原則として5月1日から10月31日までとする。

冬季服は原則として11月1日から4月30日までとする。

- Aタイプ ・シャツは半袖・長袖夏服兼用とする。
 ・ブレザー・シャツ・ズボンは学校指定のものとする。
 ・ネクタイは学校指定のストライプ型とする。
- Bタイプ ・シャツは半袖・長袖夏服兼用とする。
 ・ブレザー・シャツ・スカートは学校指定のものとする。
 ・リボンに学校指定のリボン型とする。

5 服装、容儀について

- (1) ネクタイ未着用・リボン未着用・染髪・奇抜な髪型(極端な段差のある髪型やツープロックなど)・入れ墨(刺青・外傷・いたずら彫りなど)・パーマ・マニキュア・カラーリップ・ピアス・イヤリング・アクセサリー等は一切禁止とし、指導を徹底する。
- (2) 上着はズボン・スカートの中に入れ、外に出さない。
- (3) 校舎内でのジャージの着用は認めない(夏季に寒い時は冬服のブレザーを着用のこと)。
- (4) 登校から下校まで着用している制服タイプを、理由なく変えることを禁止する。

6 その他

- (1) 教室・廊下での指定外のスリッパ(特に体育館シューズ)の使用は禁止する。
- (2) 教室内での飲食物の片付け指導を徹底する。
- (3) 校時中（登校時～下校時まで）の携帯電話の使用を禁止する。

附 則 この規定は、令和元年11月7日より施行する。